

になるが、放射性物質を含む浄水発生土に係る処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた費用は、原子力損害賠償制度で東京電力株式会社が賠償することとなっている。なお、本賠償制度については、水道水の放射性物質濃度の検査費用や摂取制限等の周知等にかかる費用も対象となっている。

#### (4) 水道施設の耐震化等の推進

水道施設については、施設の老朽化対策、更新需要への対応が大きな課題である一方で、危機管理対応、震災などの災害への対策を強く求められてきた。そのような中で、昨年は東日本大震災により水道施設に甚大な被害を受け、改めて耐震化の重要性が認識された。厚生労働省としても引き続き耐震化等に対して支援策を講じるとともに、水道事業者等にその積極的な推進をお願いしている。

##### ① 全国の基幹施設、管路の耐震化状況

昨年度に引き続き水道施設の耐震化状況を調査した結果、平成 22 年度末（平成 23 年 3 月末）現在、水道施設のうち基幹的な施設である浄水場の耐震化率は 18.7%、配水池は約 38.0%となっている。また、基幹的な水道管路の耐震適合性のある管の割合は 31.0%であり、昨年度からわずか 0.7 ポイントの上昇にとどまっており、地震への備えが進んでいるとはいえない状況にある。さらに都道府県別の耐震適合率を比べると、最も高い神奈川県は 60.9%に対し、最も低い岡山県では 11.4%と地域間、水道事業者間で大きな開きがあり、遅れている地域の底上げが必要な状況といえる。これらの結果は資料に添付したほか、厚生労働省ホームページで公表されているので適宜参照されたい。

なお、昨年 10 月 3 日に公布、施行された「水道法施行規則の一部を改正する省令」において、規則第 17 条の 2 に定める水道事業者が水道の需要者に情報提供を行う事項に、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を追加し、年 1 回以上定期に実施することとしているので、水道事業者等において適切に実施されるよう周知、指導等をお願いする。

##### ② 水道施設の耐震化の計画的実施

厚生労働省では平成 20 年に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、水道事業者が備えるべき耐震性能を明確化したほか、水道事業者に対し、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成 20 年 3 月厚生労働省水道課）等を参考に耐震化計画を策定すること、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成 21 年 7 月厚生労働省水道課）を活用し、耐震化の推進及び財源の裏付けとなる中長期的な更新計画を策定することをお願いしている。

改正省令では、既存施設については大規模改造のときまでは改正後の規定を適用しないこととされているものの、できるだけ速やかに適合させることが望ましく、水道事業者等においては速やかに既存施設の耐震性能を評価し、耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めていただくようお願いする。

また、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や、破損した場合に影響範囲が大きい重要な施設など、優先的に実施すべき施設の耐震化が早期に完了するよう、その確実な実施を推進していただきたい。

なお、平成 24 年度予算案では、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道の耐震化を推進するための経費 201 億円を別枠で確保している。

### ③ 水害等への対応

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。今年度は、昨年 7 月の新潟・福島豪雨において約 50,000 戸が断水したほか、9 月上旬の台風 12 号の影響で和歌山県、三重県を中心に約 54,000 戸が断水、同月下旬の台風 15 号では静岡県、宮城県、長野県等の広範囲にわたって約 16,000 戸が断水した。水害対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに今一度、危機管理マニュアル等の応急体制を再確認し、都道府県内の水道事業に対する指導をお願いしたい。

## (5) 地方分権・地域主権について

地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）を受け、水道事業者等が地方公共団体である場合には認可申請書類を簡素化するとともに、給水人口増加、給水量増加、取水地点の変更の各要件について認可を要しない届け出範囲を拡大する水道法施行規則の改正が平成 23 年 10 月 3 日に公布・施行された（詳細は（6）①参照）。これについては、「水道法施行規則の一部改正について」（平成 23 年 10 月 3 日付け健発 1003 第 1 号から第 4 号）を発出しているので留意されたい。

また、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）を受け、水道の布設工事監督者の配置及び資格に関する基準を水道事業等を営む地方公共団体が制定する条例に委任し、また、水道技術管理者の資格に関する基準も条例に委任する水道法の改正が平成 24 年 4 月 1 日に施行される。さらに、現在は都道府県知事、保健所設置市の市長及び特別区の区長が処理している専用水道の給水開始の届出受理等及び簡易専用水道の給水停止命令等の権限をすべての市へ移譲する水道法の改正が平成 25 年

4月1日に施行される。これらについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成23年8月30日付け健発0830第10号厚生労働省健康局長通知）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について」（平成23年11月18日付け健水発1118第1号厚生労働省健康局水道課長通知）を发出しているので留意されたい。

## （6）水道事業認可等について

### ① 事業認可に関する改正等について（省令改正及び認可の手引きの改訂）

「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）を踏まえ、水道法施行規則の改正（平成23年10月3日公布、同日施行）を行い、事業認可申請書類の簡素化、軽微な変更の範囲の拡大を行った。

#### ○事業認可申請書類の簡素化

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、「水道事業経営を必要とする理由を記載した書類」、「水道事業経営に関する意志決定を証する書類」の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、「給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等」、「水道施設の位置を明らかにする地図」を申請書の添付書類とする。

#### ○軽微変更の範囲の拡大

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張、給水人口又は給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
  - ・変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの、変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の1/10を超えるもの（現在は1/100）
  - ・変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の1/10を超えるもの（現在は1/100）
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。（対象は河川水の場合。）

また、この改正等を踏まえ「水道事業等の認可の手引き（昭和60年6月）」を改訂した。認可の手引きは、認可等に関する申請や審査等についての基本的な考え方を取りまとめたものである。不明な点等があれば、当課まで確認をとっていただくようお願いする。なお、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴

史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえた適切な事業の認可等に引き続き取り組んでいただきたい。

## ② アセットマネジメントの推進について

中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月に公表した。

平成22年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1,505事業者のうち、387事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では、調査対象範囲の約26%となっている。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管内水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引きを活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

## ④ 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業においては、平成11年3月「環境衛生施設整備事業の再評価の実施について」により再評価を実施するとともに、平成16年7月に事前評価を加え「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、細目）として改めて定めることにより、効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るために事前評価と再評価を実施している。また、評価にあたっての費用対効果分析については、平成19年7月に改訂した「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を参考に実施している。

事業評価の事例や知見が蓄積されてきたこと、また総務省が毎年度実施する政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や、行政刷新会議「事業仕分け」における評価など、事業評価に対しては様々な意見が出されていることを踏まえ、平成23年7月7日に、要領、細目、マニュアルを一部改正等するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、新たに「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定した。

貴管内水道事業者及び水道用水事業者に対し、これらに基づく適切な事業評価に係

る指導、助言をお願いするとともに、特に水道水源開発施設整備事業（海水淡水化施設を除く。）については、原則5年ごとの評価に加え、本体着工前の適切な時期に評価を実施することとなっているので、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

## (7) 新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの作成

### ①新水道ビジョンの策定について

「水道ビジョン」は、平成16年6月に策定、平成20年7月に改訂し、我が国の水道が果たすべき役割と目標を定めたものである。その達成に向けた取組を行ってきているが、策定から7年が経過し、水道を取り巻く環境にも変化が生じてきていることを受け、取組の内容について見直しの必要が生じている。

このような背景をふまえ、現行の水道ビジョンの進捗状況のレビューを行うとともに、レビューの結果や近年の水道を取り巻く状況に鑑み、平成24年度中を目途に新たな水道ビジョンを策定する。

新水道ビジョンでは、国、都道府県、水道事業者の役割分担を明確に示し、危機管理、アセットマネジメント、住民への適切な説明、国際展開のあり方などを示していく予定である。このため、厚生労働省健康局長が、有識者・水道事業者・都道府県衛生部局・水道関係団体・消費者を構成員とした検討会を設置し、2月10日以降検討を行っていくこととしている。

### ②地域水道ビジョンの作成について

各水道事業者及び水道用水供給事業者による「地域水道ビジョン」の作成を推奨し、各都道府県に管内の水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」の作成の検討を依頼した「地域水道ビジョン作成の手引き」（平成17年10月17日健水発第1017001号）を通知している。

平成24年1月4日現在、地域水道ビジョンは上水道事業者及び水道用水供給事業者の722事業で作成され、地域水道ビジョンを策定した上水道事業の全上水道事業に対する割合は49%、現在給水人口割合では全国計の現在給水人口に対して84%を占めている。同様に、水道用水供給事業の全水道用水供給事業に対する割合は66%、1日最大給水量割合では全国計の1日最大給水量に対して92%となっている。

平成22年度運営状況に関する調査において、上水道事業者及び水道用水供給事業者を対象に地域水道ビジョンの策定年度又は策定予定年度のアンケート調査を実施した結果、平成23年度までに策定済み又は策定を予定している事業数割合は、大臣認可事業者で約9割、知事認可事業者で約6割となっている。

未だ策定されていない水道事業者が多くあり、各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、新水道ビジョンの検討状況にも留意しつつ「地域水道ビジョン」を